

I L O結社の自由委員会勧告（抜粋・2002年11月20日）

- （i）消防職員及び監獄職員にみずからが選択する団体を設立する権利を認めること

- （ii）公務員が当局の事前の許可に等しい措置を受けることなくみずからの選択による団体を設立することができるよう地方レベルでの登録制度を改めること

- （iii）公務員組合に専従組合役員の任期をみずから定めることを認めること

- （iv）国家の施政に直接従事しない公務員に結社の自由原則に従って団体交渉権及びストライキ権を付与すること

- （v）団体交渉権及びストライキ権またはそのどちらか一方が結社の自由原則のもとで正当に制限または禁止されうる労働者に関しては、みずからの利益を守る根本的手段を与えられないこれら職員を適切に補償するために国及び地方レベルで適切な手続及び機関を確立すること

- （vi）みずからのストライキ権を正当に行使する公務員が民事上または刑事上の重い刑罰を受けることのないように法律を改正すること